かいけつサポート

認証紛争解決サービス

お金を返してもらいたい

深夜の騒音をやめてほしい

パワハラ被害を解決したい

裁判によらずに円満な**解決**を目指します。

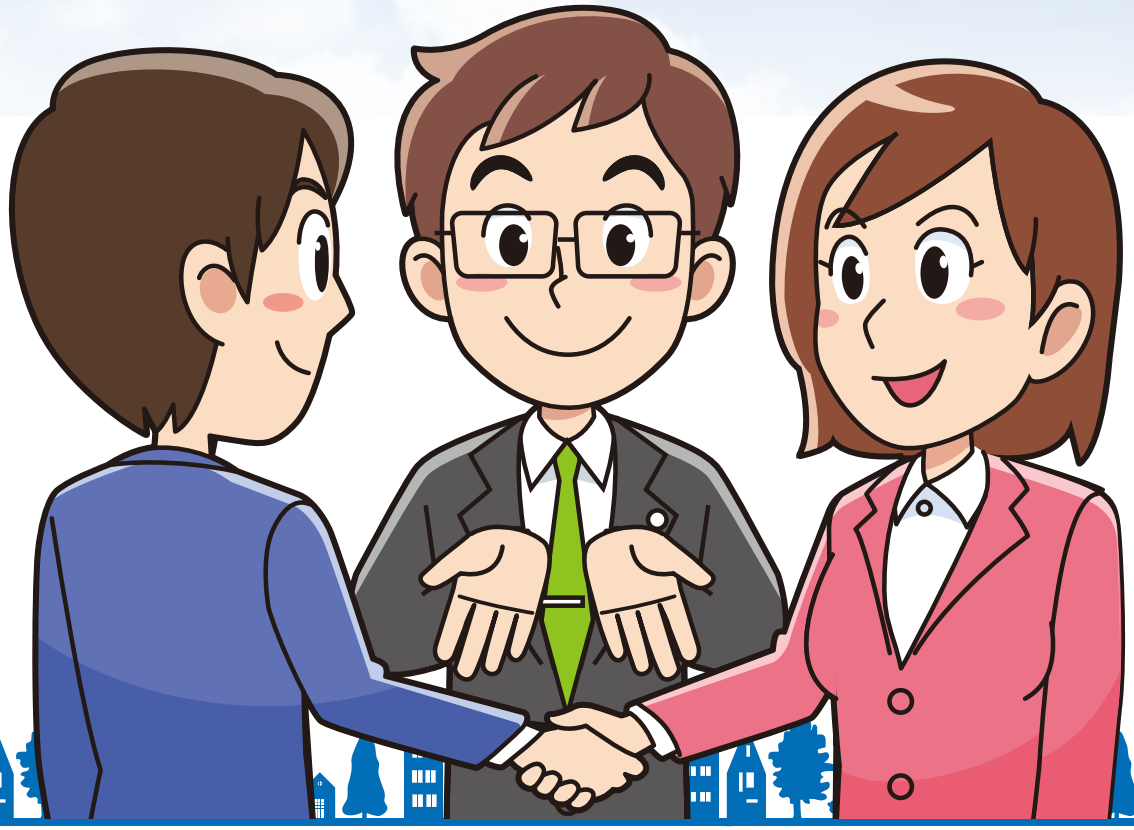

身近なトラブルを

解決します

法務省

「かいけつサポート」って何？

かいけつサポート
認証紛争解決サービス

裁判は大変そう

身の回りで起こる様々なもめ事やトラブルには、裁判できちんと白黒の決着をつけたいというものもあれば、**裁判によらずに話し合いで解決したい**というものもあります。また、トラブルを解決したいのはやまやまだが、裁判までするには大げさな感じがするし、いったん裁判になれば時間や費用も随分かかりそうだ、という心配もあるかもしれません。

話し合いによる解決

さまざまな民事上のトラブルについて、裁判以外の方法でトラブルを解決する方法があります。これを「裁判外紛争解決手続（ADR※）」と呼んでいます。一般的には、調停とか、あっせんと呼ばれていますが、裁判所で行われている調停だけではなく、行政機関や**民間事業者が行っている**ものもあります。

※ADRとは、Alternative Dispute Resolutionの頭文字をとった略語です。

法務大臣が認証

「かいけつサポート」は、**民間事業者が行う紛争解決サービス**のうち、当事者と利害関係のない公正中立な第三者が、トラブルになった当事者の間に入り、双方の言い分をよく聴いて、専門家としての知見をいかして**話し合いによって柔軟な解決を図るサービス**で、法律で定められた厳格な基準をクリアしているとして法務大臣の認証を受けたものです。そのため、安心して「かいけつサポート」をご利用いただくことができます。

裁判と「かいけつサポート」の一般的な違い（主なもの）

	裁　判	かいけつサポート
実施主体	裁判官	各分野の専門家
秘密の保護	公　開	非公開（原則）
手続の進行	民事訴訟法に従った手続進行	ニーズに応じた柔軟な手続進行が可能
費　用	裁判所の訴訟費用	認証を受けた民間事業者に支払う費用
強制執行力	あ　り	な　し

どんなメリットがあるの?

メリット1 専門家がサポートします!

「かいけつサポート」には、取り扱うトラブルの分野に精通した専門家がいます。専門家の知識・ノウハウをいかすことができますので、あなたのトラブルの実情をきちんと踏まえた、きめ細やかで迅速な解決を図ることが期待できます。

メリット2 プライバシーや秘密が守られます!

「かいけつサポート」は、一般に非公開で行われます。あなたのプライバシーや秘密などにもきちんと配慮されますし、他人に知られることなくトラブルの解決を図ることができます。

メリット3 納得できる解決をサポート!

「かいけつサポート」は、第三者を交えた話し合いによって、あなたも相手もお互いに納得のいく解決を目指しています。トラブル自体が円満に解決するだけではなく、トラブルが解決した際には、お互いの関係を改善したり、一層発展させることも期待できます。

「かいけつサポート」は、当事者の意向を踏まえながら、柔軟に手続を進め、トラブルの実情に合わせて、お互いが納得できる妥協点を探ることができます。

メリット4 手続の内容や費用がわかります!

「かいけつサポート」では、あなたにとって気になる手続の内容や費用などの重要なポイントを、ご利用いただく前に、必ず、認証を受けた民間事業者から説明を受けることになっています。本当に自分にとってふさわしい解決方法なのか、よく考えてから利用することができます。

メリット5 さらにメリットがあります!

第三者を交えてじっくり話し合いをしてみても解決に至らないこともあります。その後、裁判に訴えることも考えられますが、話し合いをしているうちに時効が成立してしまうことがあります。これでは、せっかく解決を求めて話し合いをした意味がありません。話し合いによる解決に「かいけつサポート」を利用すれば、法律に定められた一定の場合には、時効期間が進行していなかったと認められます(法律的には「時効の中断」と呼ばれています。)。

そのほかにも、訴訟手続の中止や調停前置の特則といったメリットがあります。

「かいけつサポート」を利用するには

法務省の「かいけつサポート」ホームページで、
「かいけつサポート」を行っている民間事業者の詳細な情報を公表しています。
この中からあなたのトラブルの実情を踏まえた事業者を選んでください。

「かいけつサポート」ホームページ

かいけつサポート　検　索 ➡トップページへ

民間事業者を探すには 4つの方法があります

方法1 かいけつサポート一覧から探す

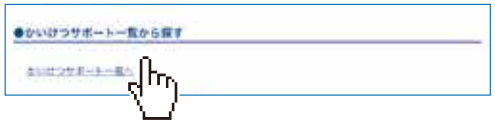

方法2 取り扱う紛争の分野・範囲から探す

方法3 事務所の所在地から探す

方法4 アピールポイント一覧から探す

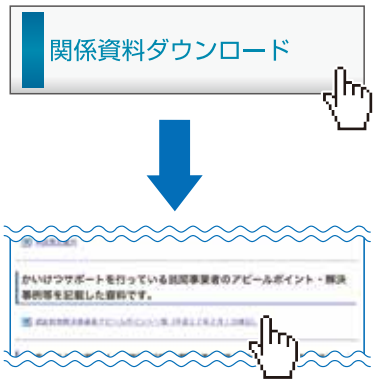

利用の際の注意点

- 「かいけつサポート」は、話し合いでトラブルを解決する場を提供します。相手が話し合いに応じなかったときや、話し合いをしても、トラブルの当事者同士で和解できなかったとき、トラブルの内容が話し合いでの解決になじまないときなどには、トラブルが解決できない場合があります。
- 法務省は、「かいけつサポート」を提供する民間事業者の業務について「認証」をしていますが、法務省自らが「かいけつサポート」の提供を行うものではありません。

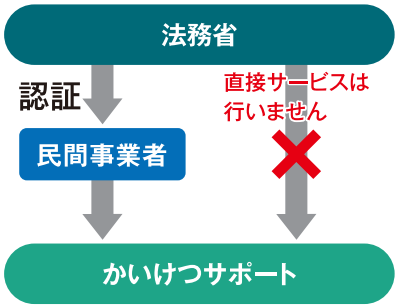

企画・編集

法務省大臣官房司法法制部審査監督課

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1

TEL：**03-3580-4111**（内線5923）

http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/index.html

法務大臣の認証を取得した民間事業者は、「かいけつサポート」の愛称とロゴマークを使用することが認められています。

『かいけつサポート』WEBサイト

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。